



水産物(生鮮食品)

基準別表第2の3に掲げるものをいい、ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含みます。

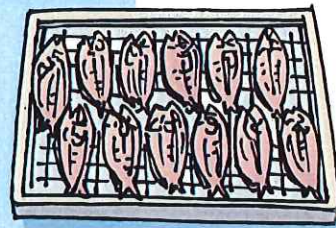
水産物とは

- 魚類 淡水産魚類、さく河性さげ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すすき・たい・にべ類、その他の魚類
- 貝類 しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類
- 水産動物類 いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類
- 海産ほ乳動物類 鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類
- 海藻類 こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類



次のような場合は、加工食品になります。11ページを御参照ください。

- 加熱処理等を行った場合…
むき身あさり(加熱)、ゆで海老、蒸したこ、うなぎ蒲焼き等
- 塩蔵等を行った場合…
いくらしょうゆ漬け、塩たらこ、塩蔵わかめ(塩抜き含む)等
- 水分調整等の目的で日干し等の乾燥を行った場合…
ひもの
- 酢等で加工した場合…
しめさば(酢等に漬けた生鮮魚介類)



消費者向けに販売する際に表示が必要になる事項は名称と原産地です

(基準第18条第1項関係)

◆名称

名称については、その内容を表す一般的な名称を表示してください。

◆原産地

国産品には水域名又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)を、輸入品には原産国名を表示してください。ただし、水域名の表示が困難な場合には、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができます。

また、国産品には水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品には原産国名に水域名を併記することができます。

複数の原産地で同じ種類の水産物を混合している場合は、全体重量に占める割合の高いものから順に表示してください。また、原産地が異なる数種類の水産物の詰め合わせは、それぞれの水産物の名称に原産地を併記してください。

産地表示例

国産品

- ・まだい 香川県沖
- ・まだら えりも沖
- ・ぶり 天草灘(熊本県)※
- ・わかさぎ 霞ヶ浦
- ・きんめだい 下田沖
- ・さんま 三陸北部沖(大船渡港)※
- ・あゆ 四万十川
- ・かき 気仙沼湾
- ・ニシン 石狩湾
- ・しじみ 宍道湖
- ・かつお 高知沖
- ・まごかれい 若狭湾
- ・まあじ 和歌山沖
- ・まだこ 明石沖
- ・するめいか 日本海(新潟県)※

輸入品

- ・キングサーモン カナダ
- ・タコ モロッコ(大西洋)※
- ・トラバガニ ロシア(オホーツク海)※
- ・ざんざけ アメリカ
- ・からすかれい アメリカ
- ・ブラックタイガー タイ
- ・はまぐり 中国
- ・タイセイヨウサバ ノルウェー

◆水域名と港名又は県名、国名と水域名を併記する場合は※のように表示してください。

◆特定保健用食品

後述23ページに示す方法に準じて表示してください。

◆機能性表示食品

後述23ページに示す方法に準じて表示することになりますが、一般用生鮮食品における機能性表示食品の場合、一般用加工食品における機能性表示食品の表示事項に加えて、保存の方法と食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を表示しなければなりません。

◆乳児用規格適用食品

乳児用規格適用食品については、「乳児用規格適用食品」等と表示することとされていますが、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できる場合は、その旨の表示を省略することができます。

一定の要件に該当する場合に表示が必要になる事項です

(基準第18条第2項関係)